

東京都における新たなアレルギー疾患対策について

1. 東京都アレルギー疾患対策推進計画の改定（令和4年3月30日）

1. (1) 計画改定の経緯

アレルギー疾患対策基本法

(平成26年6月27日公布、平成27年12月26日施行)

対象疾患

気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー

基本理念

- 1 生活環境の改善を図ること
- 2 居住地域にかかわらず等しく科学的知見に基づく適切なアレルギー疾患医療を受けることができるようにすること
- 3 適切な情報の入手ができる体制及び生活の質の維持向上のための支援体制の整備がなされること
- 4 アレルギー疾患研究を推進し、その成果等を普及・活用・発展させること

基本的施策

知識の普及等 (第14条)

医療機関の整備等 (第17条)

生活環境の改善 (第15条)

生活の質の維持向上 (第18条)

人材の育成 (第16条)

第19条(研究の推進等)は地方公共団体に努力義務なし

アレルギー疾患対策基本指針の策定

厚生労働大臣は、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図るため、**アレルギー疾患対策基本指針を策定**しなければならない。

都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する計画

都道府県は、アレルギー疾患対策基本指針に則するとともに、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策を有する者に対するアレルギー疾患医療の提供の状況、生活の質の維持向上のための支援の状況等を踏まえ、当該都道府県におけるアレルギー疾患対策の推進に関する**計画を策定**することができる。

アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針

(平成29年3月21日告示、令和4年3月14日付改正)

法の基本理念に基づき、アレルギー疾患を有する者が安心して生活できる社会の構築を目指し、**国、地方公共団体が取り組むべき方向性を示す**ことにより、アレルギー疾患対策の総合的な推進を図ることを目的とし、法第11条第1項の規定に基づき策定

改正の概要

- 出生前から保護者等への適切な情報提供に取り組むことを明記
- 医療従事者として歯科医師及び管理栄養士を明記
- 「アレルギー疾患医療提供体制の在り方に関する検討会」の検討結果に基づく体制整備を行うことを明記
- 地域の実情に応じたアレルギー疾患対策の推進について、地方公共団体が、都道府県アレルギー疾患医療連絡協議会等を通じて実情を把握した上で、施策の策定及び実施に努めることを明記

東京都アレルギー疾患対策推進計画

(平成30年3月策定、令和4年3月30日改定)

- アレルギー疾患対策基本法に基づき、都におけるアレルギー疾患対策を推進するための計画
- 施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理するとともに、12の施策を示して対策を推進

施策の柱

施策の柱
I 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進

施策の柱
II 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備

施策の柱
III 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり

1. (2) 改定の概要

1 アレルギー疾患対策について

- 国民の約2人に1人が何らかのアレルギー疾患※を抱えていると言われている。
- アレルギー疾患は、発症、軽快、増悪等を不定期に繰り返し、長期にわたり患者の生活の質を著しく損なうことや、アナフィラキシーショック等の急激な症状の悪化を引き起こすことがある。

※アレルギー疾患
 気管支ぜん息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性鼻炎、アレルギー性結膜炎、花粉症、食物アレルギー等、アレルゲンに起因する免疫反応による疾患

⇒ アレルギー疾患と上手に付き合いながら、安心して暮らすことが出来る社会を実現するため、総合的な対策を進める必要がある。

2 計画について

(1) 位置づけ

- ・ アレルギー疾患対策基本法に基づき、都におけるアレルギー疾患対策を推進するための計画
- ・ アレルギー疾患をめぐる現状を踏まえた諸課題に的確に対応するため、施策の方向性を3つの「施策の柱」に整理するとともに、12の施策を示して対策を推進

(2) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間

(3) 改定の背景

- 平成29年度に策定した現行計画の計画期間が令和3年度末で終了
- 国が「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的な指針」を令和4年3月14日に改正

⇒ アレルギー疾患をめぐる現状や「東京都アレルギー疾患対策検討委員会」等の意見を踏まえて改定

【改定により強化する主な取組】

施策の柱 Ⅰ	施策の柱 Ⅱ	施策の柱 Ⅲ
適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進	患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備	生活の質の維持・向上を支援する環境づくり
【普及啓発の強化・見直し】 ○「東京都アレルギー情報navi.」への誘導等、インターネットを活用した啓発の強化 ○出産を控える家族への啓発強化	【医療従事者の資質向上】 ○インターネットの活用等により、医療従事者向け研修を充実 【医療提供体制の整備】 ○アレルギー疾患医療拠点病院等と地域の医療機関との連携強化 ○アレルギー疾患医療を適切に実施可能な医療機関を確保	【関係施設職員の人材育成】 ○インターネットの活用等により、施設関係者向け研修を充実 【緊急時対応力の向上】 ○「東京都アレルギー情報navi.」への誘導等、施設の緊急時の的確な対応を促進

東京都アレルギー疾患対策推進計画（概要）

（令和4年3月改定）

施策の柱 I 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進

施策1 患者・家族への自己管理のための情報提供等

- ① 「東京都アレルギー情報navi.」による情報提供
- ② 妊婦及び乳幼児保護者に対するアレルギー情報の発信
- ③ アレルギー疾患に関する専門医等による講演会
- ④ 区市町村が実施する普及啓発への支援・講演会等への専門医等の派遣
- ⑤ デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内
- ⑥ アレルギー疾患対策推進に関する集中的広報展開

【福祉保健局、病院経営本部】

施策2 大気環境の改善

- ① 大気汚染物質の排出削減に向け、指導、審査、立入検査を実施するとともに自主的な取組を促進
- ② ZEVを含む低公害・低燃費車の導入に対する助成、ディーゼル車規制などによる自動車排出ガス削減対策
- ③ 大気汚染物質の常時測定・監視、公表

【環境局】

施策3 花粉症対策の推進

- ① スギ・ヒノキ林の伐採、花粉の少ないスギへの植替、伐採木材の利用促進
- ② 針葉樹と広葉樹の混交林化による花粉飛散の削減
- ③ 花粉の飛散状況の継続的な観測、解析、情報提供

【産業労働局、環境局、福祉保健局】

施策4 アレルゲン表示など食品に関する対策

- ① 食品の製造・販売事業者等の監視指導によるアレルゲン表示の適正化、講習会等による普及啓発
- ② 製造段階における意図しないアレルゲンの混入防止のための食品製造業に対する監視指導、アレルゲン検査
- ③ アレルゲン表示違反による自主回収情報の提供
- ④ 飲食店等における利用者へのアレルゲンに関する適切な情報提供の支援

【福祉保健局】

施策5 生活環境が及ぼす影響に関する知識の普及等

- ① 生活環境が疾患に及ぼす影響についての最新の知見やデータを踏まえた普及啓発
- ② アレルゲンや増悪因子の除去・軽減対策に関する情報提供等

【福祉保健局】

施策の柱 II 患者の状態に応じた適切な医療やケアを提供する体制の整備

施策6 医療従事者の資質向上

- ① 医師、歯科医師向け研修等の実施による専門的な知識の普及と技能の向上
- ② 専門的なアレルギー疾患医療の提供が可能な医師、歯科医師の育成
- ③ 薬剤師、看護師、栄養士等に対する研修の実施
- ④ 救急隊員に対する、アレルギー症状への対応及び自己注射が可能なアドレナリン製剤の取扱いについての教育
- ⑤ 医療従事者に対するアレルギー疾患医療に関する最新の知見等の情報提供

【福祉保健局、病院経営本部、東京消防庁】

施策7 医療提供体制の整備

- ① 幅広い診療領域に対応可能な拠点病院・専門病院の指定、専門的なアレルギー疾患医療を提供する医療機関のネットワークを強化
- ② 拠点病院・専門病院と地域の医療機関が円滑に連携できる体制の構築

【福祉保健局、病院経営本部】

施策8 医療機関に関する情報の提供

- ① アレルギー疾患診療を実施する医療機関の所在地や診療時間等の情報提供
- ② 専門的な医療機関に関する情報提供（「東京都アレルギー情報navi.」）

【福祉保健局】

計画の全文は、東京都アレルギー情報navi.で閲覧できます。
<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/allergy/>



イメージキャラクター「きいちゃん」

東京都 アレルギー

検索



施策の柱 III 生活の質の維持・向上を支援する環境づくり

施策9 多様な相談に対応できる体制の充実

- ① 患者やその家族の支援に携わる関係者等に対する、相談のノウハウや実技などを内容とした研修等の実施
- ② 保健所等における、アレルギー疾患の予防や管理、室内環境の改善等に関する相談への対応
- ③ 保健所や区市町村の保健師・栄養士等の職員等に対する技術的助言
- ④ 区市町村が実施するアレルギー相談事業への支援
- ⑤ 国が実施しているアレルギー相談事業や患者家族会とも連携した、多様な相談への対応

【福祉保健局】

施策10 社会福祉施設や学校等職員の緊急時対応力の向上

- ① 社会福祉施設や学校等の職員に対する、ぜん息発作やアナフィラキシー症状が起きた時などの緊急時対応のための研修の実施
- ② デジタル技術を活用したアレルギー緊急時対応案内（再掲）
- ③ 学校の教職員に対する、アレルギー対応に関する知識の習得のための研修の実施
- ④ 心肺蘇生法及びAEDの使用方法についての、応急救護訓練及び救命講習等の実施

【福祉保健局、教育庁、東京消防庁】

施策11 事故防止・緊急時対応のための組織的取組の促進

- ① 「学校給食における食物アレルギー対応指針」（文部科学省）等に基づいた、各学校における事故予防と緊急対応に関する体制づくりの推進
- ② 社会福祉施設や学校等における緊急時の組織的な対応のための体制整備への支援
- ③ 社会福祉施設や学校等と医療機関などとの連携体制を構築するために、区市町村が行う取組等への支援

【福祉保健局、教育庁、生活文化スポーツ局】

施策12 災害時に備えた体制整備

- ① 都民や関係機関職員に対する、平常時からの災害への備えや災害発生時における対応についての普及啓発
- ② 避難所運営に関わる方に対する、避難所におけるアレルギー対応に関する準備等への支援
- ③ アレルギー用調製粉乳やアレルギーに配慮した食料の備蓄

【福祉保健局】

2. 都民・患者・家族等に対する普及啓発の強化

施策の柱
| 適切な自己管理や生活環境の改善のための取組の推進

2. 新たな普及啓発事業

① キーワード連動型広告

【取組】

インターネット（Google、Yahoo!）でアレルギー関連情報について検索をした患者・家族に対し、広告を表示させ、サイトに誘導することで、サイトの周知及び正しい知識の普及を図る。

実施期間：2月の1カ月間

《広告イメージ》



例
都民がGoogleやYahoo!の検索エンジンで、「食物アレルギー 症状」などを検索すると、検索一覧や天気予報等の広告欄に「東京都アレルギー情報navi.」の案内が表示される。

② アレルギー疾患対策推進強化月間（毎年2月）

【取組】

毎年2月を『アレルギー疾患対策推進強化月間』とし、普及啓発等を集中的に実施。また、区市町村や関連団体に対しても、周知とあわせ協働の働きかけを行い、各々の取組を促していく。

《参考 令和3年度都民アレルギー講演会》



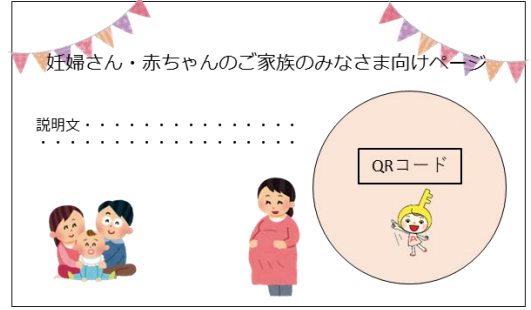
- ・ 既存事業の時期移行
→都民向け講演会を毎年2月に開催
- ・ 新規事業との連動
→キーワード連動型広告

③ 区市町村を通じた妊婦へのシール配布

【取組】

区市町村（62自治体）母子保健所管部署に対し、母子健康手帳の交付時に、妊婦向けの啓発資材としてシールの配布を依頼し、サイトに誘導することで、妊婦（患者・家族）に乳幼児のアレルギー予防等に資する情報を提供する。

《母子手帳交付時に配布する啓発資材イメージ》



例

- Q 妊娠中からの食物制限で、子供の食物アレルギーは防げる？
- A 妊娠中の食事制限に、発症予防効果はありません。
妊娠中から食物制限することで子どものアレルギーを予防することはできません。母自身、生まれてくるお子さんのためにもバランスのいい食事を心がけましょう。

3. 医療提供体制の整備

施策の柱
II 患者の状態に応じた適切な医療やケア
を提供する体制の整備

3. (1) アレルギー疾患医療連携の具体化に向けた検討

1 アレルギー疾患医療に係る取組及び課題

○ 医療提供体制の整備に係るこれまでの都の取組

- ・ 専門的医療を提供する医療機関として、「アレルギー疾患医療拠点病院・専門病院」を指定
- ・ 都民・患者に対し、アレルギー疾患の診療を実施している地域の医療機関情報を提供
- ・ アレルギー疾患に関する基礎調査の実施（三歳児全都調査、医療実態調査等）
- ・ アレルギー疾患医療に関わる医師、看護師等医療従事者の人材育成

○ 課題

- ・ 症状の落ち着いた患者も拠点病院等に通院し続け、拠点病院等が専門医療に専念できない
- ・ 拠点病院等と地域の医療機関が円滑に連携するための情報が不足
- ・ 連携をコーディネートできる人材等が不足

⇒ 都内全域における医療連携体制の構築が必要

アレルギー疾患医療実態調査結果
(令和2年10月に都内でアレルギー疾患医療を実施する医療機関を対象に調査)

	病院	診療所
標準的治療を実施していない	1～3割	3～4割
患者紹介できる医療機関がない、わからない	2～4割	1～2割

2 医療連携の具体化に向けた検討(令和4年度)

○ 検討体制

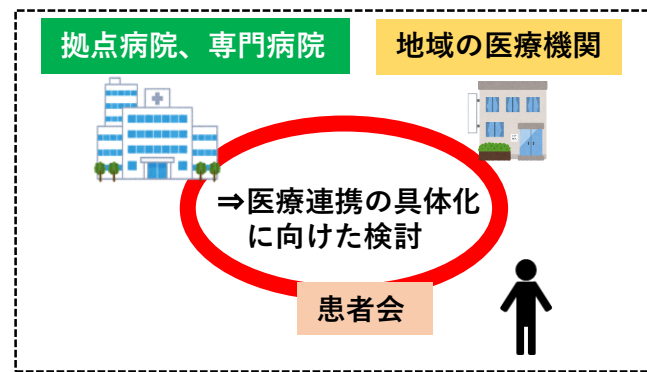
- ・ 拠点病院・専門病院の医師（アレルギー関連診療科）
- ・ 地域の医療機関の医師（医師会含む）
- ・ 患者団体

【計14名】

○ 調査・検討事項

- ・ 拠点病院等と地域の医療機関との連携に関わる実態把握、課題整理
- ・ 都内全域における医療連携手法等の検討 等

○ 実施方法：委託



3 今後の方向性（令和5年度以降）

- 令和4年度検討結果を踏まえ、拠点病院等のコーディネート機能の強化、連携に必要なツール等の開発、連携手法の運用・検証等を実施
- アレルギー疾患医療を適切に実施できる医療機関を確保し、都民や患者に対してホームページ等で周知

4. 施設等職員の緊急時対応力の向上

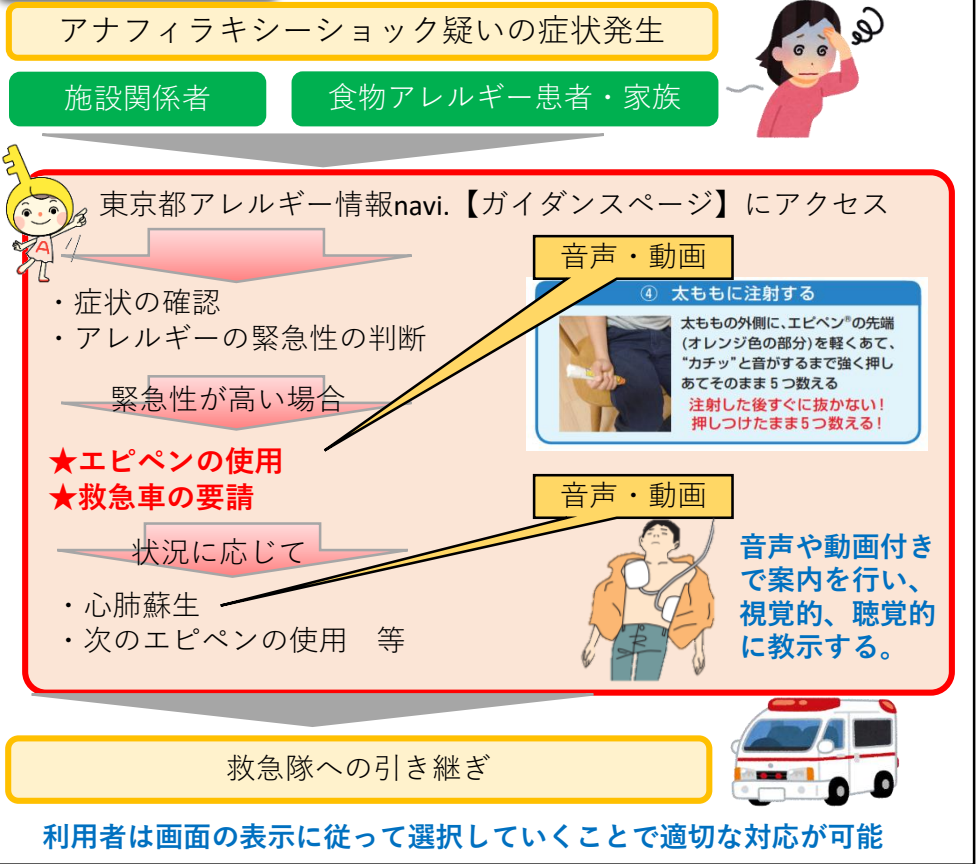
施策の柱
III 生活の質の維持・向上を支援する
環境づくり

4. デジタル技術を活用した緊急時対応ガイドンス

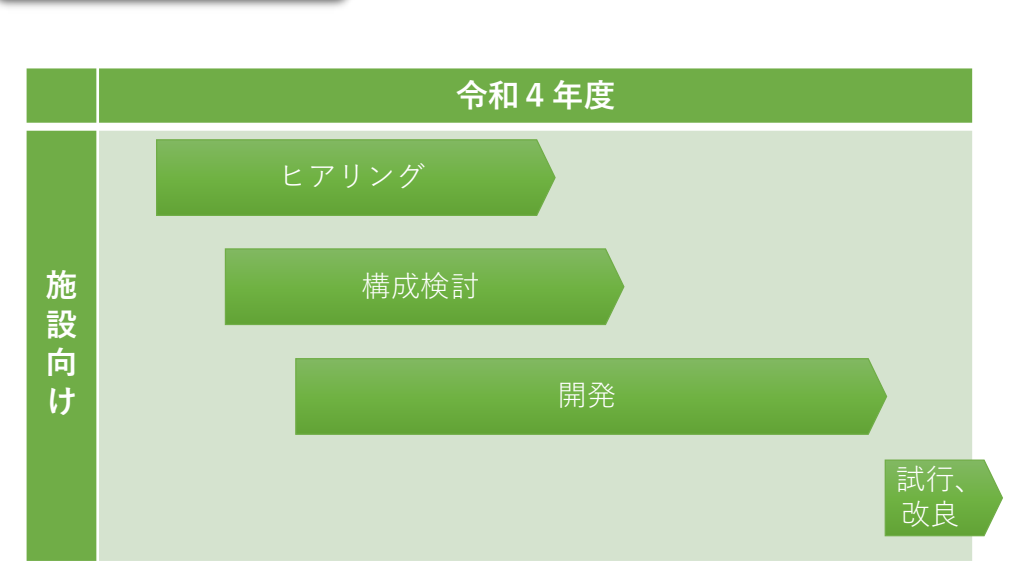
1 目的・概要・効果

- 【目的】 食物の誤食などによるアナフィラキシー発生時に必要な、アドレナリン自己注射薬（エピペン®）の使用や救急車の要請等の初動対応についてデジタル技術を活用して案内することにより、保育施設等の関係施設や患者・家族の緊急時対応を支援する。
- 【概要】 アレルギーポータルサイト「東京都アレルギー情報navi.」に、音声・動画等を活用した『緊急時対応ガイドンス』を実装し、スマートフォン等で直感的にわかりやすく操作できるようにする。
- 【効果】 冷静さを欠いている場合や、限られた人員しかいない家庭等での事故の場合でも、適切に対応することが可能となる。施設や患者・家族にガイドンスを周知することで、施設や家庭における平時からの備えにつながる。WEB上でより多くの方に利用してもらうことができるとともに、ペーパーレス化にも寄与。

2 イメージ



3 スケジュール



※ 令和5年度以降、施設向けガイドンスの試行・改良を行い、施設等関係者に対して周知を図る。
また、患者・家族向けガイドンスも作成する。